

## いちき串木野市地方創生推進本部の設置について

## 1 趣旨

国は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年 12 月 2 日施行）に基づき、「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」の 3 つの視点を中心に、地方創生に取り組むこととしています。

日本全体が抱えるこの危機的状況に対しては、国と地方自治体が相互に連携しつつ、総力を挙げて臨むことが重要であり、この度、本市においても新たに推進組織を設置し、その取組みを加速させるもの。

## 2 設置時期

平成 27 年 3 月 6 日（金）

## 3 所掌事務

- (1) まち・ひと・しごと創生法に定める「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定  
 (2) その他、地方創生に関して必要な事項

《基本事項》

	人口ビジョン	総合戦略
策定期期	平成 27 年 12 月を目途	
計画期間等	2060 年までの展望	平成 31 年度までの約 5 年間
主な内容	① 人口の現状分析 人口動向や将来人口推計の分析 ② 人口の将来展望 目指すべき方向性や政策の方向性を踏まえた人口の将来展望	① 基本目標 実現すべき成果に係る数値目標 ② 施策に関する基本的方向 基本的目標達成に向けた施策の方向 ③ 具体的な施策・重要業績評価指標 具体的な施策及び重要業績評価指標

## 4 実施体制

- (1) いちき串木野市地方創生推進本部

- ・本部長 市長
- ・副本部長 副市長、教育長
- ・本部員 課長級職員

- (2) 専門部会

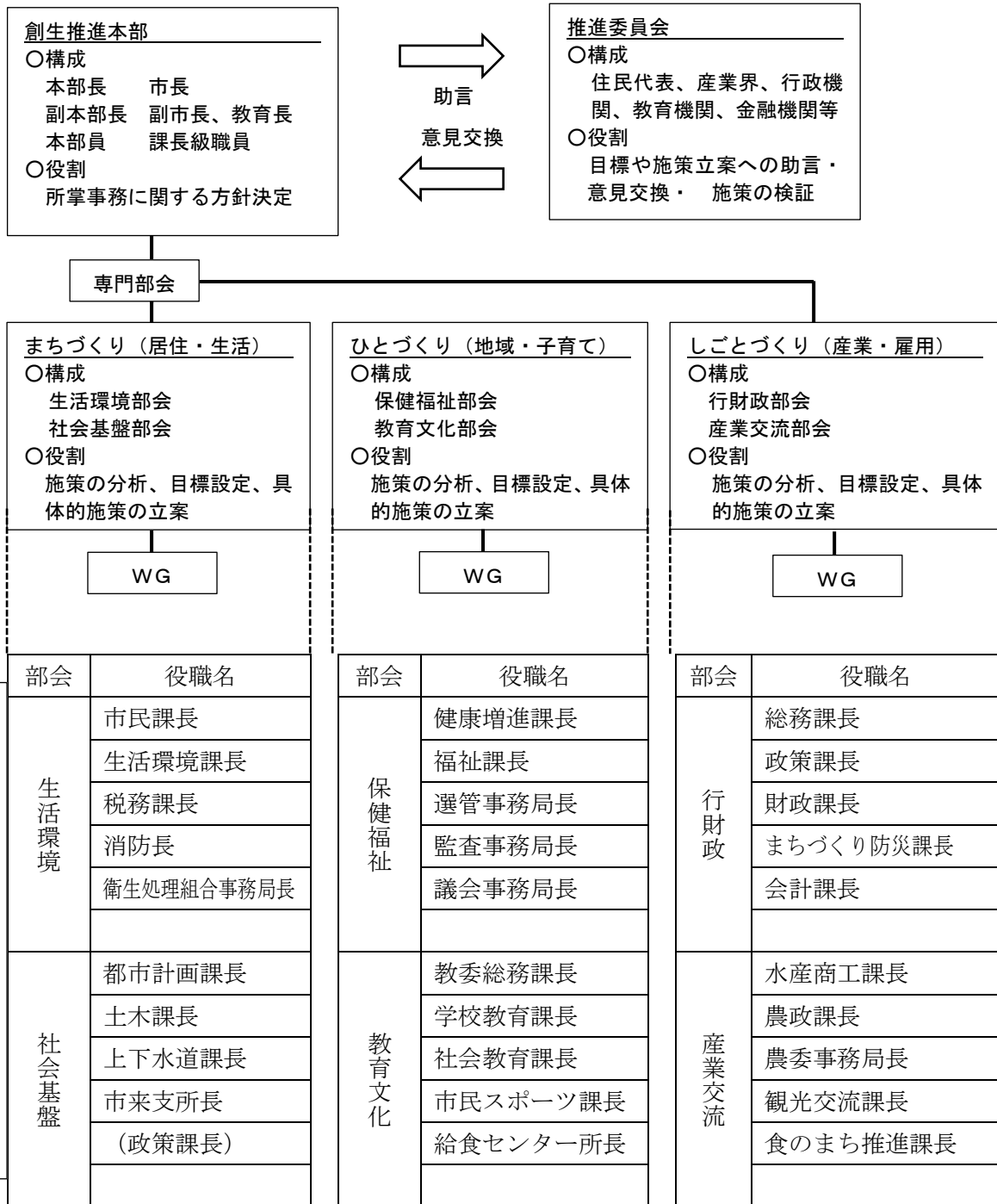
- ・まちづくり（居住・生活）、ひとづくり（地域・子育て）、しごとづくり（産業・雇用）部会を設置
- ・専門部会員の構成は、総合計画企画委員会の関連部会の合同会議の形式で行う。

- ・専門部会ごとに部会所属化の職員によるワーキンググループを設置する。

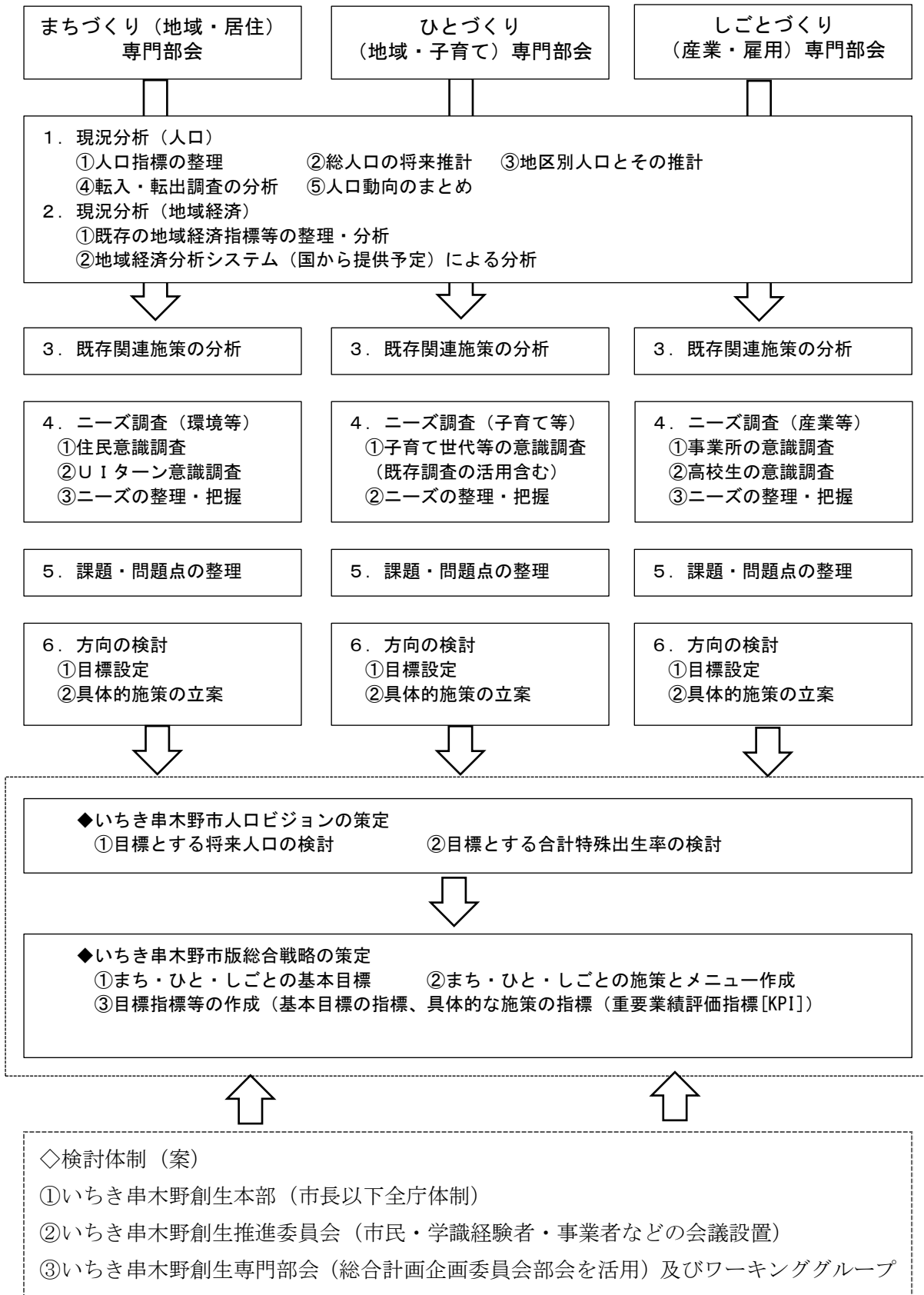
(3) 地方創生推進委員会

- ・有識者会議として住民代表や産業界・行政機関・教育機関・金融機関等(産官学金)の代表者及び関係市職員により構成(25名程度)
- ・地方版総合戦略の策定等にあたり、推進本部への助言や意見交換を行う。

《体制イメージ》



5 作業項目（案）



6 スケジュール（案）

年度	H26	H27					
内容	2-3月	4-5月	6-7月	8-9月	10-11月	12-1月	2-3月
1. 現況分析 （人口）	●	●					
2. 現況分析 （地域経済）	●	●					
3. 施策の分析		●					
4. ニーズ調査			●	●			
5. 課題・問題点の 整理				●	●		
6. 方向の検討					●	●	
◆人口ビジョンの策定		—————					
◆総合戦略の策定		—————					

◇本部会議	●		●		●	●	●
◇専門部会		●	●	●	●	●	
◇ワーキンググループ		●	●	●	●	●	
◇有識者会議		● 方針説明		● 課題整理	● 意見助言	● 意見助言	● 検証
◇その他		委託予定				策定目標 （年内）	公表